

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月22日
【会社名】	株式会社ネプロジャパン
【英訳名】	NEPRO JAPAN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 筒井 俊光
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル
【電話番号】	03-6803-3976
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 野澤 創一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル
【電話番号】	03-6803-3976
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 野澤 創一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,161,600円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 492,980,800円
	(注) 1. 本募集は平成27年5月22日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。
	(注) 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（平成27年 5 月発行決議新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,768個（新株予約権 1 個につき100株） (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	17,161,600円
発行価格	新株予約権 1 個につき6,200円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり62円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	2 個
申込期間	平成27年 6 月 8 日から平成27年 6 月12日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ネプロジャパン 経営企画室 東京都中央区京橋一丁目11番 8 号西銀ビル
払込期日	平成27年 7 月17日
割当日	平成27年 6 月19日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ 堀留支店

- (注) 1. 平成27年 5 月発行決議新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、平成27年 5 月22日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 発行価格は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表取締役社長：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 5 霞が関ビルディング30階）が、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成27年 5 月21日）の東京証券取引所における当社株価の終値1,719円/株、株価変動性75.39%、配当利回り0.58%（年率）、無リスク利率0.128%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,719円/株、満期までの期間 6 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものであります。
3. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
4. 本新株予約権の募集は、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して行うものであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	3名	500個
当社従業員	18名	164個
当社子会社取締役	12名	960個
当社子会社従業員	312名	1,144個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする（なお、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当社普通株式276,800株とする。）。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日（平成27年5月21日）の終値である1,719円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	492,980,800円 (注) ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日から平成33年6月18日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ネプロジャパン 経営企画室 東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 堀留支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、平成28年3月期から平成30年3月期までの3事業年度における、のれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）の合計額が下記(a)、(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。但し、平成28年3月期から平成30年3月期の連結損益計算書におけるいずれかののれん償却前利益がマイナスになった場合権利行使できない。 (a) のれん償却前営業利益の合計額が5億円を超過している場合 行使可能割合：50% (b) のれん償却前営業利益の合計額が6億円を超過している場合 行使可能割合：100% 2. 上記1.にかかわらず、平成28年3月期から平成30年3月期のいずれかの期において、のれん償却前営業利益が負の値となった場合、本新株予約権を行使することができない。 3. 上記1.及び2.におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額（連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標および数値を定めるものとする。 4. 当社普通株式がいずれかの金融証券取引所に上場されていること。 5. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 6. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 7. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
492,980,800	3,000,000	489,980,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(17,161,600円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(475,819,200円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は当社の主な事業であるモバイルゲーム事業、人材コンサルティング事業及び移動体通信事業の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日（平成26年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成26年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

資本準備金316,545,020円のうち144,991,795円を減少させ、これをその他資本剰余金に振り替え、これによりその他資本剰余金の増加した額144,991,795円を繰越利益剰余金に振り替える。共に効力発生日は平成26年6月28日とする。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、筒井俊光、三牧孝誌、福田尚弘、中野喜一郎の4氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、田端博之を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)(注)3
第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	19,340	115	0	(注)1	可決 99.4%
第2号議案 取締役4名選任の件					
筒井 俊光	19,352	103	0	(注)2	可決 99.5%
三牧 孝誌	19,352	103	0		可決 99.5%
福田 尚弘	19,352	103	0		可決 99.5%
中野 喜一郎	19,350	105	0		可決 99.5%
第3号議案 監査役1名選任の件					
田端 博之	19,363	92	0	(注)2	可決 99.5%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成率は、本総会に出席した株主の総議決権の数(事前行使分及び当日行使分)を分母として算出しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年11月6日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年11月5日開催の取締役会において、当社連結子会社の株式の譲渡を決議いたしました。これに伴い、特定子会社の異動、並びに財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社(3社)の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(a) 株式会社ネプロモバイル関東

名称	株式会社ネプロモバイル関東
住所	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目15番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 徳永 正和
資本金の額	50百万円
事業内容	関東エリアで展開するドコモショップ3店舗の運営及びその付随業務

(b) 株式会社ネプロモバイル東海

名称	株式会社ネプロモバイル東海
住所	愛知県名古屋市中東区八前一丁目803番
代表者の氏名	代表取締役社長 三牧 孝誌
資本金の額	50百万円
事業内容	東海エリアで展開するドコモショップ3店舗の運営及びその付随業務

(c) 株式会社ネプロモバイル関西

名称	株式会社ネプロモバイル関西
住所	京都府京都市伏見区桃山町西尾33番2
代表者の氏名	代表取締役社長 三牧 孝誌
資本金の額	50百万円
事業内容	関西エリアで展開するドコモショップ6店舗の運営及びその付随業務

(2) 該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社(3社)の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(a) 株式会社ネプロモバイル関東

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	5,000個
異動後	0個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	0%

(b) 株式会社ネプロモバイル東海

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	5,000個
異動後	0個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 0%

(c)株式会社ネプロモバイル関西

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 5,000個

異動後 0個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由（株式会社ネプロモバイル関東、株式会社ネプロモバイル東海及び株式会社ネプロモバイル関西）

当社は、ドコモショップ運営事業を継続することと、当該事業を他社に売却し、残る事業の強化を行うとともに事業ポートフォリオの組み換えを行い、将来的成長が見込まれる事業分野の強化を目指すことについて、検討をいたしました。その後、複数社と協議を進めた結果、ドコモショップ運営事業の今後の成長や事業価値の向上、顧客満足度の向上に意欲的に取り組むことが期待される株式会社ラネットへ当該特定子会社（3社）の発行済株式のすべてを売却することを決定いたしました。

異動の年月日（株式会社ネプロモバイル関東、株式会社ネプロモバイル東海及び株式会社ネプロモバイル関西）

平成26年12月1日（予定）

2. 当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事業の発生日

平成26年11月5日 取締役会決議

平成26年11月5日 譲渡契約書締結

平成26年12月1日 譲渡実行日（予定）

(2) 当該事象の内容

当社は、平成26年11月5日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ネプロモバイル関東、株式会社ネプロモバイル東海及び株式会社ネプロモバイル関西及び当該3社に対して当社が有する貸付債権、並びに、当社の子会社である株式会社キャリアフリー扱い部分を除く株式会社NTTドコモに関する移動体通信事業の代理店事業について、株式会社ラネットへ譲渡することを決議し、同日、譲渡契約を締結いたしました。これに伴い、平成27年3月期第3四半期において、関係会社株式売却益（特別利益）を計上する見込みであります。

(3) 当該事業の損益及び連結損益に与える影響額

当該子会社株式の譲渡により、平成27年3月期第3四半期において、個別決算では関係会社株式売却益（特別利益）として約50億円、連結決算では関係会社株式売却益（特別利益）として約50億円をそれぞれ計上する見込みであります。

(平成27年2月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年2月20日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トライエース
本店の所在地	東京都港区港南三丁目8番1号

代表者の氏名	代表取締役 五反田 義治
資本金の額	50百万円（平成26年2月28日現在）
純資産の額	140百万円（平成26年2月28日現在）
総資産の額	589百万円（平成26年2月28日現在）
事業の内容	コンピューターおよびゲーム機のソフトウェア及びハードウェアの企画・開発・製造並びに販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
売上高（百万円）	908	1,333	1,492
営業利益（百万円）	8	76	21
経常利益（百万円）	5	72	17
当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	5	32	38

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

（2）取得対象子会社に関する子会社取得の目的

目的及び背景

これまで当社グループは移動体通信事業（主として携帯電話・スマートフォン等の販売事業）を中心として事業展開をしておりましたが、平成26年11月5日付「子会社の異動（株式譲渡）、債権譲渡及び事業譲渡並びに特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、平成26年12月1日付で、ドコモショップ運営に関連する事業を売却し、現在、モバイルゲーム事業および人材コンサルティング事業の強化・拡大に努めております。

株式会社トライエースは、平成7年3月の会社設立以来、あらゆる分野やプラットフォームに対応するゲーム開発会社として豊富な実績を有しており、特にコンシューマー向けRPGゲーム（ロールプレイングゲーム）として、「スターオーシャン」シリーズや「ヴァルキリープロファイル」シリーズなど数多くのヒットタイトルを手掛けております。同社は、開発会社でありながら、ゲームファンからの認知度も高く、特にそのRPGゲームの企画・制作能力は日本でも有数であると評価されております。また、同社は今年で創業20年を迎えますが、創業来継続してきたR&D（研究開発）により積み上げてきた技術力を背景に、大手ゲームメーカーやパブリッシャーから高い評価を得ており、安定した顧客基盤を有し、近年では、市場拡大するスマホゲームの制作にも積極的に取り組んでおります。

このように同社はゲーム開発会社として高い技術・開発力と安定した顧客基盤を有しており、同社が当社グループに合流することで、モバイルゲーム事業の売上及び人員規模はほぼ倍増し、当社子会社の株式会社モバイル&ゲームスタジオ（以下、モバイル社という）とともに「規模・質ともにNO.1のゲームクリエイター集団（グループ）」の地位を築く為の布石になるものと考えております。また、事業の強化において重要な2つの要因である開発体制の強化と顧客基盤の拡大の実現だけでなく、モバイル社とは主力顧客が重複しておらず、ゲーム分野も、両社とも昨今市場拡大するスマホゲームへの展開を志向しておりますが、モバイル社はアーケードゲーム、株式会社トライエースはコンシューマーゲームでの実績・評価が高いことから得意分野が異なっており、相互補完性も高いことから、同じグループに属することでシナジー効果の発揮や事業リスクの軽減も可能であると考えております。

このたび、上記の理由から当社は同社が最良のパートナーになり得ると確信し、同社経営陣と協議を重ねてまいりました結果、経営基盤の強化を図ることで、これまで以上に新たなゲームタイトルへのチャレンジを行い、顧客およびゲームユーザーの満足度を向上させる制作を目指したいとの考えに至り、当社グループに合流することについて、合意に至ったものであります。

取得の方法

取得対象子会社の株式の取得日及び取得する株式価額の支払いに関しては、現金と株式会社トライエース株式の現物出資を引受対価とする自己株式の処分を併用する予定であり、現金による取得については、平成27年3月1日を、自己株式の処分による取得については、自己株式の処分に係る法定公告期間後の同年3月9日を予定しており、各取

得価額の支払額等は、現金が333百万円(取得する株式数1,000株)、株式会社トライエース株式の現物出資を引受対価とする自己株式の処分が80百万円(同240株)であります。

本件株式の取得価額(1株当たり換算価値333,334円)は、売主と個別に協議、決定しておりますが、株式会社トライエースの過去の経営成績及び財政状態の実績、今後の見込み、並びに実施した財務的デューデリジェンスの結果等から、当社と利害関係がない株式会社青山トラスト会計社による同社の株式価値評価の算定を参考に、公正妥当な金額と判断しております。株式会社トライエースの株式価値の評価方法としては、継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断して評価すべきと考えられること、並びに類似性が高い上場会社が複数社存在しており、類似企業の市場により決定された株式価格から算定することは客観性があると考えられることから、フリー・キャッシュ・フロー法(506百万円~750百万円(1株当たり換算価値281,145~416,410円))及び類似上場会社法(661百万円(1株当たり換算価値366,969円))を採用しております。なお、株式会社トライエースの発行済株式総数は、1,800株であります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社トライエースの普通株式	413百万円
アドバイザリー費用等(概算額)	5百万円
合算(概算)	418百万円

(注)取得する株式数は1,240株であり、発行済株式総数1,800株に対する割合は68.9%であります。

(平成27年5月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年3月期決算において、特別損失(投資有価証券評価損)の計上を行いました。当該事象は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成27年5月14日

(2) 当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券について、簿価に比べて実質価値が著しく下落しているものについて評価した結果、減損処理による投資有価証券評価損を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該評価損は、平成27年3月期決算において特別損失として計上しており、その額は、個別及び連結において、それぞれ85百万円及び85百万円であります。

3. 最近の業績の概要

平成27年5月14日開催の取締役会において決議された第24期連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	375,905	3,748,591
売掛金	2,681,005	1,101,861
商品	464,961	181,625
仕掛品	72,152	320,459
貯蔵品	23,173	4,910
繰延税金資産	96,730	12,347
その他	103,987	200,509
貸倒引当金	19,037	514
流動資産合計	3,798,877	5,569,791
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	777,680	318,098
減価償却累計額及び減損損失累計額	534,747	259,295
建物及び構築物（純額）	242,932	58,802
土地	48,935	-
リース資産	209,433	52,668
減価償却累計額及び減損損失累計額	196,606	46,637
リース資産（純額）	12,827	6,031
その他	375,737	298,654
減価償却累計額及び減損損失累計額	278,358	261,751
その他（純額）	97,379	36,902
有形固定資産合計	402,074	101,736
無形固定資産		
のれん	157,893	857,273
商標権	-	50,185
ソフトウェア	28,048	325,497
その他	23,639	1,874
無形固定資産合計	209,580	1,234,831
投資その他の資産		
投資有価証券	221,484	155,456
投資不動産	-	115,287
減価償却累計額	-	3,019
投資不動産（純額）	-	112,268
差入保証金	754,159	619,063
長期未収入金	323,078	-
繰延税金資産	721,485	52,121
その他	15,740	3,945
貸倒引当金	362,684	4,800
投資その他の資産合計	1,673,262	938,054
固定資産合計	2,284,918	2,274,622
資産合計	6,083,795	7,844,414

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		

買掛金	1,456,840	549,854
短期借入金	1,285,636	447,000
1年内返済予定の長期借入金	357,204	207,982
リース債務	70,680	9,696
未払法人税等	22,592	949,675
未払金	736,890	323,236
預り金	94,001	130,243
前受金	36,375	506,936
賞与引当金	63,962	23,779
その他の引当金	7,699	-
その他	127,358	77,397
流動負債合計	4,259,241	3,225,803
固定負債		
長期借入金	605,311	344,252
リース債務	25,917	10,869
繰延税金負債	-	76,189
退職給付に係る負債	138,639	66,425
その他	210,329	48,559
固定負債合計	980,197	546,295
負債合計	5,239,439	3,772,098
純資産の部		
株主資本		
資本金	592,845	592,845
資本剰余金	345,180	257,405
利益剰余金	392,068	2,899,863
自己株式	28,635	5,851
株主資本合計	517,321	3,744,261
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,185	29,021
その他の包括利益累計額合計	19,185	29,021
少数株主持分	307,849	299,032
純資産合計	844,356	4,072,315
負債純資産合計	6,083,795	7,844,414

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
売上高	17,069,293	12,530,200
売上原価	13,804,797	10,053,359
売上総利益	3,264,496	2,476,840
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,552,565	1,185,976
賞与引当金繰入額	61,007	56,825
退職給付費用	36,352	27,352
貸倒引当金繰入額	18,500	18,500
減価償却費	192,922	168,432
賃借料	395,054	297,250
その他	1,050,677	810,755
販売費及び一般管理費	3,307,079	2,528,092
営業損失()	42,583	51,251
営業外収益		
受取利息	9,496	6,181
受取手数料	36,849	3,898
不動産賃貸料	6,877	3,984

受取補償金	10,239	-
その他	9,433	6,442
営業外収益合計	72,896	20,505
営業外費用		
支払利息	61,086	43,149
支払手数料	54	11,824
租税公課	-	8,912
貸倒引当金繰入額	43,975	-
その他	10,367	1,499
営業外費用合計	115,483	65,385
経常損失（ ）	85,170	96,131
特別利益		
固定資産売却益	444	-
投資有価証券売却益	3,726	1,195
関係会社株式売却益	-	5,095,637
特別利益合計	4,171	5,096,833
特別損失		
減損損失	59,420	48,515
投資有価証券評価損	123,093	85,748
賃貸借契約解約損	46,787	28,221
特別退職金	-	12,586
その他	4,061	5,947
特別損失合計	233,362	181,019
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	314,362	4,819,682
法人税、住民税及び事業税	27,140	949,851
法人税等調整額	233,572	731,707
法人税等合計	260,712	1,681,558
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失（ ）	575,075	3,138,123
少数株主損失（ ）	93,923	8,817
当期純利益又は当期純損失（ ）	481,151	3,146,940

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失（ ）	575,075	3,138,123
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22,717	9,835
その他の包括利益合計	22,717	9,835
包括利益	597,792	3,147,959
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	503,869	3,156,776
少数株主に係る包括利益	93,923	8,817

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	592,845	345,180	141,207	28,635	1,050,597
当期変動額					
剰余金の配当			52,124		52,124
当期純損失（ ）			481,151		481,151

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			533,275		533,275
当期末残高	592,845	345,180	392,068	28,635	517,321

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	41,903	41,903	400,681	1,493,182
当期変動額				
剰余金の配当				52,124
当期純損失()				481,151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,717	22,717	92,832	115,550
当期変動額合計	22,717	22,717	92,832	648,825
当期末残高	19,185	19,185	307,849	844,356

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	592,845	345,180	392,068	28,635	517,321
当期変動額					
欠損填補		144,991	144,991		0
当期純利益			3,146,940		3,146,940
自己株式の処分		57,216		22,784	80,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		87,775	3,291,932	22,784	3,226,940
当期末残高	592,845	257,405	2,899,863	5,851	3,744,261

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19,185	19,185	307,849	844,356
当期変動額				
欠損填補				0
当期純利益				3,146,940
自己株式の処分				80,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,835	9,835	8,817	1,018
当期変動額合計	9,835	9,835	8,817	3,227,959
当期末残高	29,021	29,021	299,032	4,072,315

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		

税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失()	314,362	4,819,682
減価償却費	197,944	174,225
減損損失	59,420	48,515
貸倒引当金の増減額(は減少)	37,063	376,156
賞与引当金の増減額(は減少)	2,691	6,800
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	15,301	7,720
その他の引当金の増減額(は減少)	1,016	2,399
受取利息及び受取配当金	9,496	6,181
支払利息	61,086	43,149
固定資産除売却損益(は益)	444	-
投資有価証券売却損益(は益)	3,726	1,195
関係会社株式売却損益(は益)	-	5,095,637
投資有価証券評価損益(は益)	123,093	85,748
売上債権の増減額(は増加)	434,625	812,402
たな卸資産の増減額(は増加)	45,034	56,628
長期未収入金の増減額(は増加)	72,411	330,018
仕入債務の増減額(は減少)	211,414	273,417
未払金の増減額(は減少)	168,913	266,350
その他	30,264	144,040
小計	188,874	378,894
利息及び配当金の受取額	1,326	9,325
利息の支払額	61,435	42,082
法人税等の支払額	42,631	27,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,134	318,197
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	98,340	78,734
固定資産の売却による収入	1,000	-
差入保証金の差入による支出	28,729	28,536
差入保証金の回収による収入	102,118	66,428
貸付けによる支出	5,000	-
貸付金の回収による収入	9,800	-
投資有価証券の取得による支出	-	6,000
投資有価証券の売却による収入	3,726	2,058
関係会社株式の取得による支出	-	2,000
資産除去債務の履行による支出	21,551	16,549
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得 による支出	9,373	260,459
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却 による収入	-	5,345,433
事業譲受による支出	-	133,546
その他	14,205	19,009
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,143	4,869,084

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	44,981	988,636
長期借入れによる収入	600,000	50,000
長期借入金の返済による支出	520,643	718,665
長期未払金の返済による支出	113,871	90,220
リース債務の返済による支出	87,077	77,043
配当金の支払額	51,678	31
その他	12,714	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	115,574	1,824,596
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	61,584	3,362,686

現金及び現金同等物の期首残高	437,490	375,905
現金及び現金同等物の期末残高	375,905	3,738,591

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、持株会社である当社の傘下において、各事業会社はそれぞれ独立した経営単位として戦略を立案し事業活動を展開しておりますが、当社グループの中核的業務につきましては当社が包括的・横断的に統括し管理することとしております。

従って、当社グループでは、「移動体通信事業」及び「モバイルゲーム事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「移動体通信事業」は、連結子会社である(株)ネプロクリエイトにて特定の移動体通信事業者の商品及びサービスを取り扱う携帯電話専門店(キャリアショップ)、連結子会社である(株)キャリアフリーにて多様な移動体通信事業者の商品及びサービスを取り扱う販売店PiPoPark(ピポパーク)を運営しております。

「モバイルゲーム事業」は、連結子会社である(株)モバイル&ゲームスタジオ及び(株)トライエースにてゲームコンテンツの企画・制作を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益(のれん償却前)ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	移動体通信事業	モバイルゲーム 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,951,781	1,717,523	16,669,305	399,988	17,069,293
セグメント間の内部 売上高又は振替高				226,585	226,585
計	14,951,781	1,717,523	16,669,305	626,573	17,295,879
セグメント利益又は損失()	345,738	63,930	409,668	19,620	390,048
セグメント資産	3,856,300	692,699	4,549,000	283,290	4,832,290
セグメント負債	2,641,814	501,026	3,142,841	138,932	3,281,773
その他の項目					
減価償却費	87,191	34,486	121,678	6,855	128,533
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	220,307	36,406	256,713	19,699	276,413

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材コンサルティング事業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	移動体通信 事業	モバイルゲーム 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,072,389	1,829,616	11,902,005	628,195	12,530,200
セグメント間の内部 売上高又は振替高				160,897	160,897
計	10,072,389	1,829,616	11,902,005	789,092	12,691,098
セグメント利益又は損失()	406,658	43,749	362,909	4,159	367,069
セグメント資産	1,439,173	1,399,593	2,838,767	393,592	3,232,359
セグメント負債	778,308	1,445,557	2,223,865	141,165	2,365,031
その他の項目					
減価償却費	64,005	27,747	91,752	9,404	101,157
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	37,438	336,736	374,174	85,526	459,701

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材コンサルティング事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	16,669,305	11,902,005
「その他」の区分の売上高	626,573	789,092
セグメント間取引消去	226,585	160,897
連結財務諸表の売上高	17,069,293	12,530,200

(単位:千円)

利益又は損失()	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	409,668	362,909
「その他」の区分の利益又は損失()	19,620	4,159
セグメント間取引消去	228	18
のれん償却額	59,225	64,516
全社費用(注)	373,634	353,823
連結財務諸表の営業損失()	42,583	51,251

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,549,000	2,838,767
「その他」の区分の資産	283,290	393,592
全社資産(注)	1,251,505	4,612,054
連結財務諸表の資産合計	6,083,795	7,844,414

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現預金、投融資等であります。

(単位:千円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,142,841	2,223,865
「その他」の区分の負債	138,932	141,165
全社負債(注)	1,957,665	1,407,066

連結財務諸表の負債合計	5,239,439	3,772,098
-------------	-----------	-----------

(注) 全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない本社の有利子負債等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	121,678	91,752	6,855	9,404	69,410	73,067	197,944	174,225
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	256,713	374,174	19,699	85,526	23,869	765,016	300,282	1,224,718

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、買収等に対するのれん増加額等であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	205.86円	1,417.94円
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額()	184.62円	1,205.88円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	481,151	3,146,940
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(千円)	481,151	3,146,940
普通株式の期中平均株式数(株)	2,606,200	2,609,659

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	844,356	4,072,315
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	307,849	299,032
(うち少数株主持分(千円))	(307,849)	(299,032)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	536,506	3,773,283
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,606,200	2,661,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

株式会社ネプロジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 雅史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本 和芳

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネプロジャパンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネプロジャパン及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネプロジャパンの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ネプロジャパンが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月27日

株式会社ネプロジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 雅史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本 和芳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネプロジャパンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネプロジャパンの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年2月14日開催の取締役会の決議及び平成26年3月28日開催の臨時株主総会の承認に基づき、平成26年4月1日付で新設分割の方式の会社分割を実施し、持株会社制へ移行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

株式会社ネプロジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 本 和 芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネプロジャパンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネプロジャパン及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。